

行 動 計 画

(女性活躍推進法)

あすなる福社会

女性が就業継続し、事業所で能力発揮・キャリア形成できるよう、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 11年 3月31日

2. 当福社会の課題 (継続)

採用女性の割合は、一定水準に達しており、勤続勤務年数の男女差も
少ないが、管理職に占める割合が、低い。

3. 定量的目標 (継続)

管理職に占める女性の割合を、30%以上にする。

4. 取組内容

仕事の効率や成果に応じた公正な評価・処遇体系を整備し、評価制度
賃金制度の改定。

令和6年 4月から 現時点での状況の再確認、課題の洗い出し
整備後、各事業所への周知等。